

(3) 京都府実業団バドミントン連盟表彰規定 (昭和41年4月1日制定)

第1条 目的

本規定は、京都府実業団バドミントン連盟(以下本連盟という)の発展のために顕著な業績のあった団体および個人の功勞、名譽を表彰することを目的とする。

第2条 範囲および種類

表彰は、本連盟のバドミントン競技の普及、振興とともに功勞のあったもの、ならびに技能記録などの優秀なものに授与するものとし、表彰の種類は、功勞賞および技能賞(ランキング証を含む)とする。

第3条 基準

本表彰基準については、別に定める細則に依る。

第4条 表彰委員会

本連盟に表彰委員会(以下委員会)を置く。

委員会は、本連盟会長の諮問に応じ受賞候補者の選考に関する事項を調査審議員申する。

第5条 表彰委員

委員会は若干名の委員で組織する。

委員会、本連盟の役員の中から、常任理事会において選出し本連盟会長が委嘱する。

第6条 委員の任期

表彰委員の任期は2カ年とする。ただし欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 委員長および副委員長

委員会には、委員長、副委員長各1名を置く。

委員長、副委員長は委員の互選で定める。

委員長は表彰委員会の会務を総理する。

副委員長は委員長を補佐し委員長事故ある時はその職務を代理する。

第8条 委員会の成立および議決

委員会は委員長が招集する。

委員会は委員の3分の2以上の出席で成立し、審査、決定は出席委員の多数決に依る。

賛否同数の時は委員長が決定する。

第9条 候補者の推せんおよび選考

推せん者は、本連盟役員、常任理事および各加盟団体代表者とする。

委員長は、前項の推せんに依る者について受賞者名簿を作成し、委員会に計る。

第10条 表彰の方法

表彰は賞状および副賞(記念品)を授与する。

第11条 規定の改廃

本規定の改廃は、本連盟常任理事会の議決により行い、総会において承認をうけるものとする。

附 則

1. 本規定の一部を改正し、昭和43年3月23日より施行する。
2. 本規定の一部を改正し、昭和50年4月1日より施行する。
3. 本規定の一部を改正し、昭和54年4月1日より施行する。
4. 本規定の一部を改正し、昭和62年4月1日より施行する。
5. 本規定の一部を改正し、昭和63年4月10日より施行する。
6. 本規定の一部を改正し、平成7年4月1日より施行する。

細 則

第1項 功労賞授与基準

- (1) 7年以上バドミントン育成振興のため顕著な功績のあった団体および個人
- (2) 本連盟の発展のために特に顕著な功績のあった者
- (3) 会長，理事長，常任理事を8年以上歴任しその功績顕著な者
- (4) バドミントンの技術，施設その他バドミントンに関する改善向上に特に功労のあった者
- (5) その他本委員会において適当と認めたる者

第2項 技能賞授与基準

本連盟の主催または主管する大会において団体（チーム）5回以上，個人3年以上連続優勝した者。

第3項 ランキング表彰基準

ランキングの決定は，つぎに示す条件および採点表にもとづき決定する。

- (1) 本連盟の主催する大会に2つ以上参加している団体または個人を対象とする。
- (2) トーナメント方式の大会の有効順位はつぎに示すとおりとする。
 - イ．参加数 4以下の場合，有効順位は 2位までとする。
 - ロ．参加数 8以下の場合，有効順位は 3位までとする。
 - ハ．参加数 16以下の場合，有効順位は 4位までとする。
 - ニ．参加数 32以下の場合，有効順位は 8位までとする。
 - ホ．参加数 33以上の場合は，有効順位は 16位までとする。
- (3) リーグ戦の場合は入替戦の結果を含めた順位とする。
- (4) ランキング決定のための採点は，表1および表3による。
尚，最終決定についてはここに示す大会と同等または同等以上の大会の成績を参考にすることができる。
- (5) 参加数はA級，B級のクラス分けのある種目は，A級，B級の参加数の合計とする。
但し，A級指定選手以外の選手がA級に参加し，1回戦にて敗退した時はランキング点は与えない。
- (6) 団体選手権大会の有効順位は参加数に関係なく8位までとする。
採点については表3による。5位以下の順位が決定出来ない時は平均の4点とする。

表1 個人大会 一般の部の場合

	1 位	2 位	3 位	4 位	5～8位	9～16位
知事杯大会 個人（前期）大会 個人（後期）大会	14	9	6	4	2	1

- 参考大会
- 1．京都府協会主催 京都総合個人選手権大会
 - 2．京都府協会主催 国体予選
 - 3．京都府協会主催 級別個人選手権大会
 - 4．上記と同等以上の大会

表2 個人大会 年齢別の部の場合

	1 位	2 位	3 位	4 位	5～8位	9～16位
シニア大会	11	9	7	5	3	1
知事杯大会 個人（後期）大会	6	5	4	3	2	1

- 参考大会
- 1．京都府協会主催 京都総合個人選手権大会
 - 2．京都府協会主催 級別個人選手権大会
 - 3．上記と同等以上の大会

表3 団体戦の場合

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
団体選手権大会	15	13	11	9	7	5	3	1
前期リーグ戦 後期リーグ戦	8	7	6	5	4	3	2	1

参考大会 1. 京都府協会主催 団体選手権大会
2. 上記と同等以上の大会

備考 同一事業所で複数チームある時は、夫々のチームの得点合計後最高得点チームの得点をその事業所の得点とする。

第4項 敢斗賞

本連盟主催大会において特に敢斗した選手を表彰する選考は理事会に一任する。

第5項 表彰は原則として、本連盟の主催する前期リーグ戦大会の開会式の際に行う。

第6項 被表彰者推せんはつぎの様式による。(省略)